

令和8年度茨城県国土緑化運動・育樹運動標語コンクール実施要領

1 趣旨

この要領は、国土緑化運動・育樹運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・育成の助長並びに県民の緑化思想の高揚を図るために実施する令和8年度茨城県国土緑化運動・育樹運動標語コンクールについて、必要な事項を定めるものとする。

2 主催

茨城県、公益社団法人茨城県森林・林業協会

3 後援

茨城県教育委員会

4 標語の内容

- (1) 簡潔で語調がよく、国土緑化の意を表し、植樹及び森林・樹木の保護・育成または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 創作に限ること。

5 応募資格

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）。
- (2) (1)を除き、県内在住又は在勤する者（以下「一般」という。）。

6 応募方法等

- (1) 応募は、1人1点とする。
- (2) 児童生徒の応募は学校又は個人（学校単位としない場合に限る）とする。
学校：学校長は、児童生徒の作品の中から優秀なものを選び、参加申込書（様式1）により提出する。
個人：参加申込書（様式2）により提出する。
提出方法は、学校、個人ともにFAX、電子メール、郵送いずれの方法でも可。
- (3) 一般の応募については、FAX、電子メール、郵送（はがき含む）により提出することとし、「標語」と住所、氏名（ふりがな）、年齢、職業、電話番号を明記すること。
- (4) 送付先
○団体名：公益社団法人茨城県森林・林業協会
○電話番号：029-303-2828
○メールアドレス：green@ibaraki-ringyo.or.jp
○FAX番号：029-225-6847
○住所：〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館2階
- (5) 締切
令和8年9月4日（金）（必着）
- (6) 国土緑化運動標語、育樹運動標語に区分して応募する必要はない。

7 審査及び表彰

- (1) 審査
茨城県は、別に定める審査要領に基づき、審査会を設け、送付された作品を審査し、小学校、中学校、高等学校及び一般の区分（以下「区分」という。）ごとに特選2点以内、準特選2点以

内、入選を若干点選定する。

また、審査会の対象となった作品の中から、区分に関わらず上位10点を選定し、令和9年用国土緑化運動・育樹運動標語として公益社団法人国土緑化推進機構あて提出する。

(2) 表彰

特選者には茨城県知事賞を、準特選者には茨城県教育委員会教育長賞を、入選者には公益社団法人茨城県森林・林業協会理事長賞をそれぞれ授与する。

8 その他

- (1) 入賞作品の著作権は、(3)に定めるものの他は、茨城県及び公益社団法人茨城県森林・林業協会に帰属する。また、応募作品は、原則として返却しない。
- (2) 国土緑化運動及び育樹運動ポスターに使用する作品については、必要に応じ一部修正を加えることがある。
- (3) 公益社団法人国土緑化推進機構における入賞作品の著作権は、すべて同機構に帰属する。
- (4) 入賞者の氏名、居住地の市町村名、学校名、学年等については、公表する。
- (5) 個人応募により入選した場合は、応募者及び学校に審査結果を通知する。

付 則

この要領は、令和8年5月25日から施行する。